

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市一般廃棄物処理施設条例(昭和37年条例第14号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、豊田市一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 処理施設の利用日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を除く日とする。

- 豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘 日曜日及び土曜日並びに12月29日から翌年1月3日まで
- 豊田市藤岡プラント及び豊田市緑のリサイクルセンター 日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

2 処理施設の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘 午前8時30分から午後4時まで
- 豊田市藤岡プラント 午前8時30分から午後4時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで
- 豊田市緑のリサイクルセンター 午前9時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用許可手続)

第3条 条例第4条第1項の規定により利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊田市一般廃棄物処理施設/利用/利用変更/許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)又は豊田市グリーン・クリーンふじの丘利用許可申請書(一般家庭用)(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント又は豊田市緑のリサイクルセンターへ一般廃棄物を自ら搬入する場合には、口頭で許可を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により利用許可の申請があった場合で利用資格を確認する必要があると認めるときは、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証若しくは同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び所在地)を確認することができる書類の提示を求めることができる。

3 市長は、第1項本文の規定により利用許可の申請があった場合において、これを許可したときは、豊田市一般廃棄物処理施設/利用/利用変更/許可書(様式第3号。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。ただし、豊田市グリーン・クリーンふじの丘利用許可申請書(一般家庭用)が提出された場合は、口頭で許可するものとする。

4 前項本文の規定により許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、交付された許可書を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可書の再交付を受けなければならない。

(利用許可の変更)

第4条 利用者は、許可書に記載された事項を変更しようとするときは、申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の変更の申請があった場合において、これを許可したときは、許可書を利用者に交付する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例第4条第1項の規定により清掃工場の利用の許可を受けている者は、この規則第3条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則(平成16年3月31日規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市廃棄物処理施設管理規則の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、改正後の豊田市廃棄物処理施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成18年12月27日規則第105号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日規則第94号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は同年1月4日から、次項の規定は同年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく豊田市緑のリサイクルセンターの利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則に基づいて作成されている帳票、用紙等は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市廃棄物処理施設管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市廃棄物処理施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和2年12月24日規則第133号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定及び様式第3号の改正規定並びに次項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市一般廃棄物処理施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

豊田市一般廃棄物処理施設 利用許可申請書

豊田市長 様

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。		申請日	年 月 日
--------------------------	--	-----	-------

申請者	住所(法人等にあつては、その所在地)	氏名(法人等にあつては、その名称)
	利用責任者(申請者と異なる場合のみ記入)	電話 () —

利用施設	豊田市渡刈クリーンセンター 豊田市藤岡プラント 豊田市緑のリサイクルセンター 豊田市グリーン・クリーンふじの丘
------	------------------------------------------------------------

搬入物	
-----	--

廃棄物発生場所	住所(申請者と異なる場合のみ記入) 氏名(申請者と異なる場合のみ記入)	始末件
---------	----------------------------------------	-----

搬入車両	車両番号	車種	※備考	車両番号	車種	※備考
				増・廃		
			増・廃			増・廃
			増・廃			増・廃
			増・廃			増・廃

※変更理由	※変更前許可番号 年 月 日 第 号
-------	-----------------------

利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
--------	-------------------

一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系
----------	-----------------------------------------------------------

変更内容	減免の適用 適用 不適用
------	-----------------

許可条件	許可番号 年 月 日 第 号
------	-------------------

記入上の注意

- 太枠の中のみ記入してください。
- ※印の欄は、利用変更の場合のみ記入してください。なお、変更した内容のみを記入し、備考には「増・廃」どちらかに○印を記入してください。

決定者	検討者			起案責任者
-----	-----	--	--	-------

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

豊田市グリーン・クリーンふじの丘利用許可申請書(一般家庭用)

豊田市長 様

注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 □のところは、該当するものにレ印をつけてください。

		申請日	年	月	日
申請者 (搬入者)	住所	<input type="checkbox"/> 豊田市			
		<input type="checkbox"/> みよし市			
		<input type="checkbox"/> 上記以外			
	氏名				
	電話番号	() -	車両 番号		
廃棄物 発生場所	住所(申請者と異なる場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 豊田市 <input type="checkbox"/> みよし市				
	氏名(申請者と異なる場合のみ記入) 申請者との関係()				
搬入物	<input type="checkbox"/> 埋めるごみ	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 陶磁器 <input type="checkbox"/> 電球 <input type="checkbox"/> 鏡 <input type="checkbox"/> 植木鉢 <input type="checkbox"/> ブロック(空洞) <input type="checkbox"/> その他()			
	<input type="checkbox"/> 金属ごみ	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 炊飯器 <input type="checkbox"/> 掃除機 <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> 扇風機 <input type="checkbox"/> ソファ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> スキー板 <input type="checkbox"/> 健康器具 <input type="checkbox"/> その他()			
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 環境美化活動によるごみ(施設の清掃により排出されたものは除く。) <input type="checkbox"/> り災ごみ			
減免を証する書類の添付 <input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> なし					
減免の適用 <input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 不適用					

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

豊田市一般廃棄物処理施設 利 用 許 可 書
利 用 変 更

		申請日	年	月	日	
申 請 者	住所(法人等にあつては、その所在地)	氏名(法人等にあつては、その名称) 様				
	利用責任者	電話 () -				
利用 施設	豊田市渡刈クリーンセンター 豊田市藤岡プラント 豊田市緑のリサイクルセンター 豊田市グリーン・クリーンふじの丘					
搬入物						
廃棄物 発生場所	住所					
	氏名	始め 件				
搬 入 車 両	車両番号	車 種	※備考	車両番号	車 種	※備考
			増・廃			増・廃
			増・廃			増・廃
			増・廃			増・廃
※変更理由		※変更前許可番号 年 月 日 第 号				
利用許可期間 年 月 日 から 年 月 日 まで						
一般廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系						
変更内容		減免の適用 適用 不適用				
許可条件		許可番号 年 月 日 第 号				

利用上の注意

この許可書は、提示を求めることがありますので、大切に保管してください。

豊田市長

